

3 記載例の紹介

紹介している記載例は、一例です。

特定化学物質等適正管理手順書を作成される際は、事業所に合わせて、具体的に記入してください。

(1) 2物質の取扱いがある事業所の記載例…………… (13ページ)

トルエン（塗装に使用）、メチルナフタレン（ボイラー燃料の重油に含まれる）

取扱う特定化学物質の種類が少ない事業所向けの記載例です。それぞれの項目を、物質ごとに分けて記載しています。

(2) ISO14001 関連文書等を添付する場合の記載例…………… (21ページ)

ISO14001 等の既存文書を添付する場合の記載例です。吹き出しの中は、これまで提出された手順書に、添付が多かった書類です。

なお、文書を添付する際は、該当部分を抜き出して印をつける等、わかりやすく添付してください。

(3) 10物質の取扱いがある事業所（グラビア印刷）…………… (29ページ)

取扱う特定化学物質の種類が多い事業所向けの記載例です。特定化学物質を一覧表で記入できるようにしています。

記載例では、それぞれの項目を工程別に記載していますが、物質別や建物別等、管理している単位で記載しても構いません。

(4) 燃料小売業で、給油取扱所予防規程を添付した場合の記載例… (41ページ)

消防法に基づく許可（自家用を除く給油取扱所）の対象となる事業所で、既に適正管理手順書を提出している場合は、指針改正による変更報告は不要です。

平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する場合は、参考にしてください。

予防規程を添付しない場合は、他の記載例等を参考に記載してください。

2物質の取扱いがある事業所の記載例

- ・トルエン（塗装に使用）
- ・メチルナフタレン（ボイラー燃料の重油に含まれる）

様式第27号（第59条関係）

特定化学物質等適正管理手順書作成（変更）報告書

初回報告時は「手順書作成（変更）報告書」、
それ以降は「手順書作成（変更）報告書」とする

平成29年〇〇月〇〇日

（宛先）

〇〇環境管理事務所長

〒330-0063

報告者 さいたま市浦和区〇〇3-2-15

彩国化学株式会社

代表取締役 彩国 武蔵

（電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇）

- ・報告者は代表者が基本
（代理人が報告の場合、代理人の職名
及び氏名を併記。印は代理人の印。）
- ・住所は本社のもを記載する

代表者印

特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第75条第2項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称	彩国化学株式会社 本社工場		
事業所の所在地	〇〇市〇〇〇3-15-1		
変更の概要	全面的な内容の改訂 災害対策に関する事項を追加		変更前後の概要がわかるよう記載 （初回作成時は記入不要）
連絡先	担当部署	総務課	
	担当者氏名	日本 花子	
	電話番号	048-〇〇〇-〇〇〇〇	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考	立入検査時の対応者や手順書の作成・取りまとめ者が該当		

- 備考
- 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

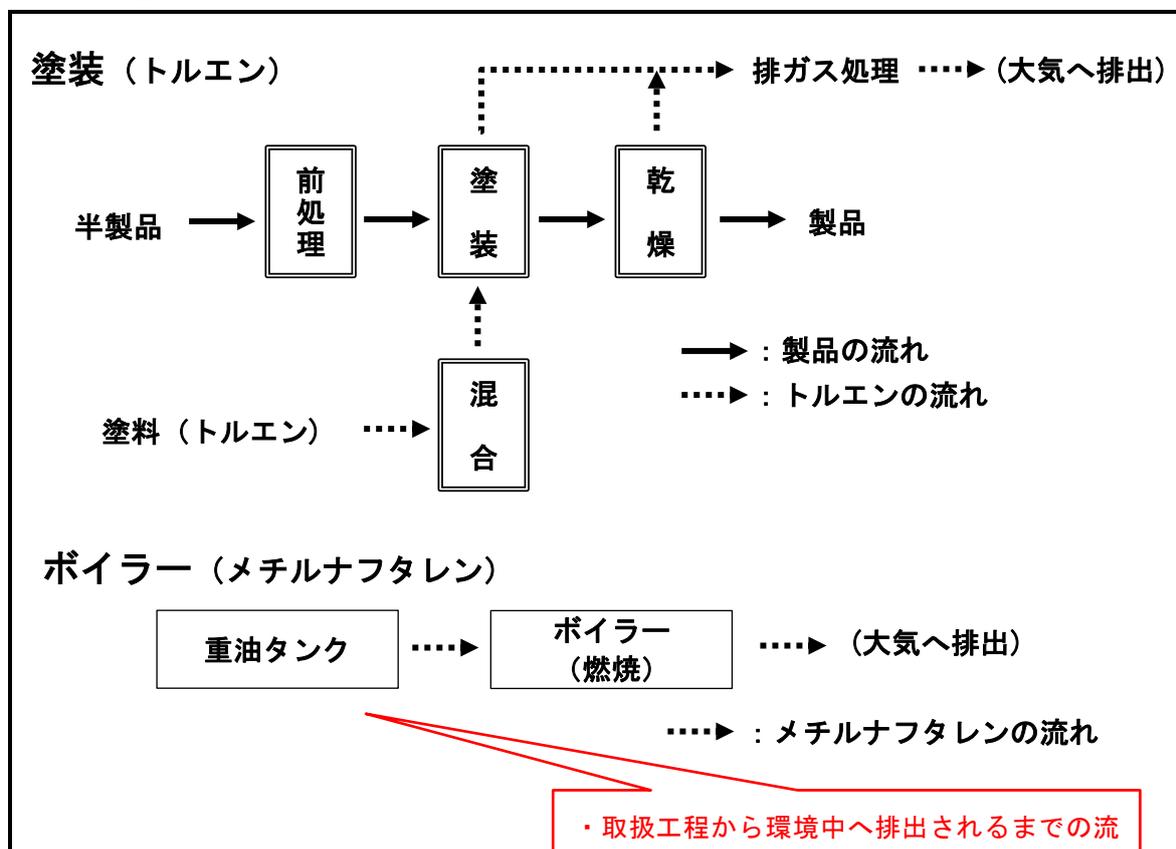
(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所

番号	1	2	3	4
特定化学物質の名称	トルエン	メチルナフタレン		
※ 特定化学物質の区分・番号	1-300	1-438	<ul style="list-style-type: none"> ・用途をわかりやすく記載。 ・複数の目的がある場合は、別紙等を参照する形でもよい 	
取り扱う目的	塗料の成分 器具の洗浄	燃料として使用する重油に含まれる		
取扱箇所	混合 自動塗装機	ボイラー 重油タンク		
処理方法又は排出抑制対策の概要	触媒燃焼後排出 静電塗装の導入	ボイラー更新時に 燃料転換を検討		
現在までの増減傾向と今後の見込み	微減 (xx年度比10%減) 今後増減ない見込	横ばい 燃料転換した場合は全廃	<ul style="list-style-type: none"> 増減している場合は、具体的な指標（○年度比○%増など）を記載 	

※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。

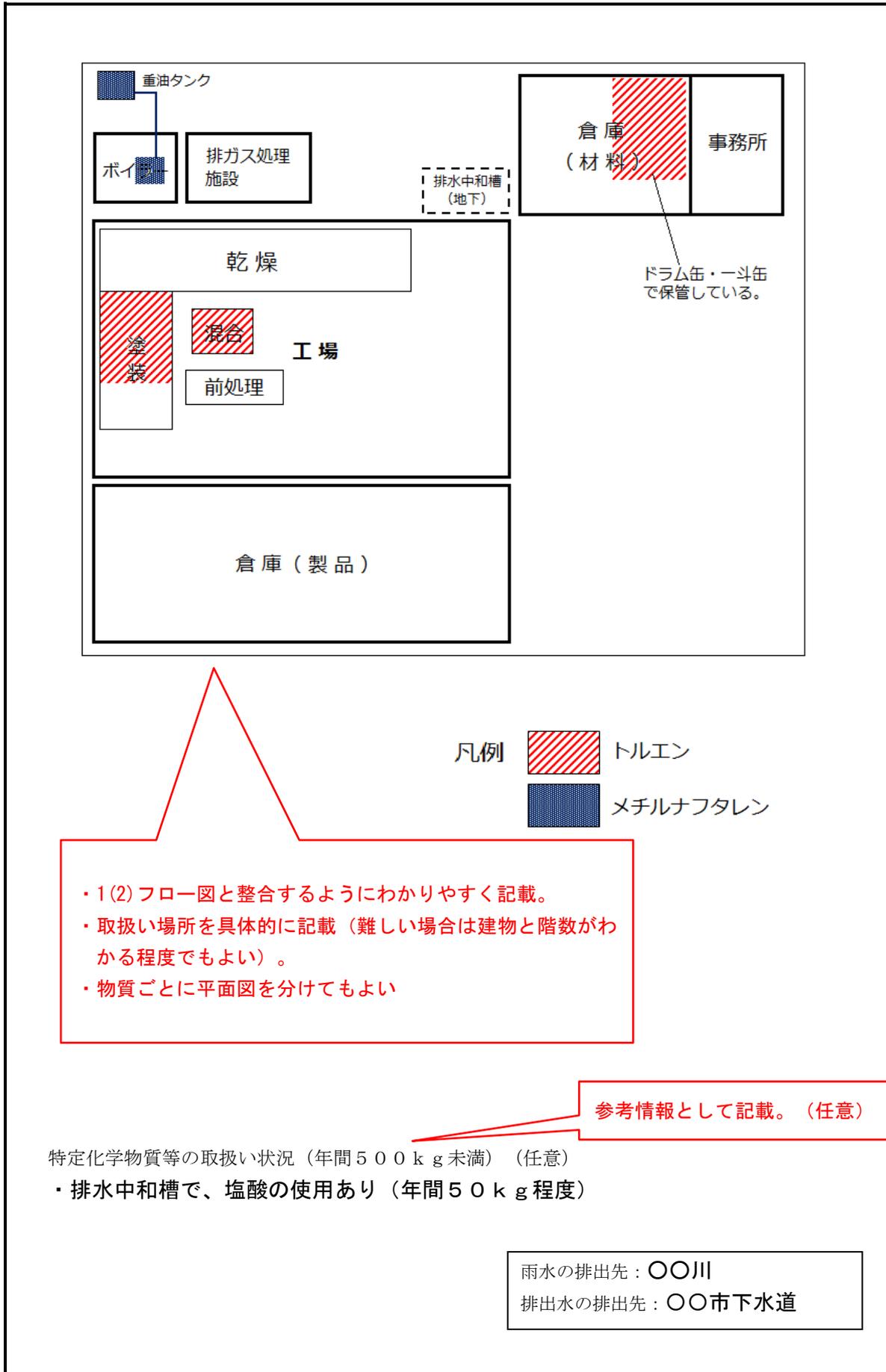
※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表号番号を記載。

(2) フロー図



- ・取扱工程から環境中へ排出されるまでの流れを整理し、わかりやすく記載。
- ・既存のフロー図の使用可。

2 特定化学物質等の取扱い施設の平面図



3 管理の方法に関する事項

「環境宣言」等を行っている事業者は、その理念を具体化した形で記載。

1 基本方針

- (1) 化学物質を適正に管理する。
- (2) 特定化学物質等による事故の未然防止に努め、災害によるリスクを低減する。

・基本方針の内容と整合する具体的な目標と達成時期を記載。
・方策には目標を達成するための具体策を記載。

2 管理計画

(目標)

- ・トルエンの大気への排出を削減する。
- ・メチルナフタレンの大気への排出をなくす。

(時期)

通年
2019年

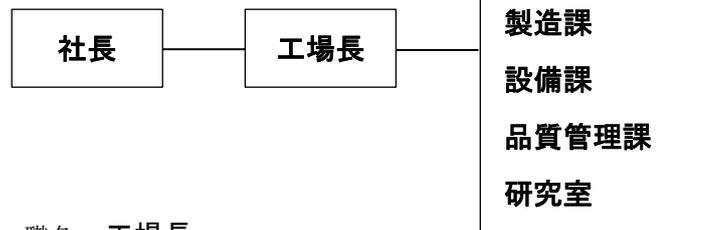
(方策)

- ・排ガス燃焼装置導入
- ・混合工程の見直し
- ・ガス焚きボイラーを導入

2012年実施済み
2014年～
2019年（ボイラー更新時）

3 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）

- ・組織の名称 彩国化学株式会社 本社工場
- ・管理組織図



- ・環境負荷低減主任者 職名 工場長
氏名 ○○ ○○

役員、特定化学物質等の取扱いに関わる全従業員を体制に組み込むこと。

条例第111条第1項の規定に基づく環境負荷低減主任者を記載。

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

(1) 従業員の教育及び訓練（新任者・転入者対象）

- ア 化学物質管理の基本方針
- イ 化学物質の取扱箇所
- ウ 事故が発生した場合の避難経路の確認

化学物質を取扱わない従業員に対しても行うことが望ましい。

(2) 従業員の教育及び訓練（特定化学物質等取扱者対象）

- ア 化学物質管理の基本方針
- イ 取り扱う塗料の危険性・有害性に関する事項（SDS）
- ウ 取扱いに係る各種法令
- エ 保護具の着用方法
- オ 事故事例・ヒヤリハット事例
- カ 事故が発生した場合の応急措置、避難誘導

特定化学物質等の取扱いに関わる全従業員を対象に教育を実施。

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質の排出の抑制対策

(1) トルエン

排ガス燃焼装置導入（2012年）

混合工程において、攪拌機に蓋を設置（2014年）

既に行っている対策、今後予定している対策について記載する。

(2) メチルナフタレン

ボイラー更新時（2019年）にガス焚きボイラー導入を検討

2 特定化学物質等の回収、再利用等の合理化対策

(1) トルエン

静電塗装方式を採用して特定化学物質の使用量を減らす（2009年～）

(2) メチルナフタレン

回収・再利用はできない。

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

(1) 工場への要望・意見の窓口 総務課（電話 048-0000-0000）

営業時間外は留守番電話で対応。

(2) 会社ホームページに環境への取組みを掲載（毎年3月更新）

(3) 近隣町会に会社レポート（年1回発行・環境へ取組みを含む）を回覧

- ・ 周辺住民からの意見を受け付け、対応を検討する体制を確保し、記載。
- ・ 双方向のコミュニケーションが成り立つ方法を記載。意見交換会（環境コミュニケーション）の実施が望ましい。
- ・ 近隣住民が工場に対して連絡を取りやすい工夫をする。

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

(1) トルエン

製造課が取得し、保管する。

混合した塗料を提供する場合は、新たにSDSを作成し提供する。

(2) メチルナフタレン

設備課が取得し、保管する。

SDSの管理方法（誰が取得し、どこで保管するか等）を記載する。

6 事故及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

(1) 特定化学物質等に起因するリスクと低減計画

リスクレベル4の作業：混合（トルエン）

- ・ 攪拌機に蓋を設置
- ・ 作業時には保護具を装着する。
- ・ 静電気が発生しないよう、湿度を〇〇%以上に保つ。

リスク低減計画作成手順の例

- 1 SDSから、有害性及び危険性に関する情報を収集、整理する。
- 2 作業ごとの取扱い方法、取扱量、周辺環境の情報をまとめる。
- 3 コントロール・バンディング（化学物質リスク簡易評価法）等でリスクが高い作業を把握する。
- 4 リスクが高い作業のリスクを計画的に低減する

(2) 地震発生時に顕在化するリスクと低減計画

埼玉県地震被害想定調査被害分布図に基づく最大震度 5強（東京湾北部地震）

- ・ 工場・倉庫は建設時から防火設備あり。定期点検を実施し、記録している。
- ・ 重油タンクには、設置時から防液堤あり。定期点検を実施し、記録している。
- ・ 工場・倉庫の耐震補強工事実施（2015年）
- ・ 排気ダクトの耐震補強工事を実施予定（2017年から順次）

- ・ 信頼性のある公的資料（埼玉県地震被害想定調査、市町村ハザードマップ等）で想定される被害の程度を把握。
- ・ 想定されるリスクの低減計画（具体的対策と期限）を記載。
- ・ 埼玉県で甚大な被害が想定される地震のうち、東京湾北部地震又は茨城県南部地震の発生確率が今後30年以内に70%と高い。想定される影響は、事業所で被害想定がより大きい地震を選ぶこと。

(3) 洪水発生時に顕在化するリスクと低減計画

〇〇市ハザードマップに基づく浸水時の水位0.5~1m

- ・ 工場及び倉庫に浸水防止柵を設置（2015年）
- ・ 土嚢を開口部付近に準備（2016年）

地震以外にも、ハザードマップ等で浸水危険性の高い地域に立地する場合は、想定水位に応じた対策をとること。

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

(1) 訓練の年間実施計画

- ア 地震・火災訓練（年1回実施、9月1日）
- イ 化学物質漏洩訓練（年2回、不定期）

(2) 訓練の対象者

- ア 全社員（パート含む）
- イ 製造課・設備課

- ・ 訓練結果の検証及び活用方法について、具体的に記載。
- ・ 訓練の結果は必ず検証し、作業要領や事故及び災害対応マニュアルの改定に反映することが、リスク低減上非常に重要。

訓練の結果を記録し、〇年間保存する。

訓練の結果を〇〇部で検討し、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。

6 事故及び災害対策に関する事項

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

(1) 要員の確保

ア 平日

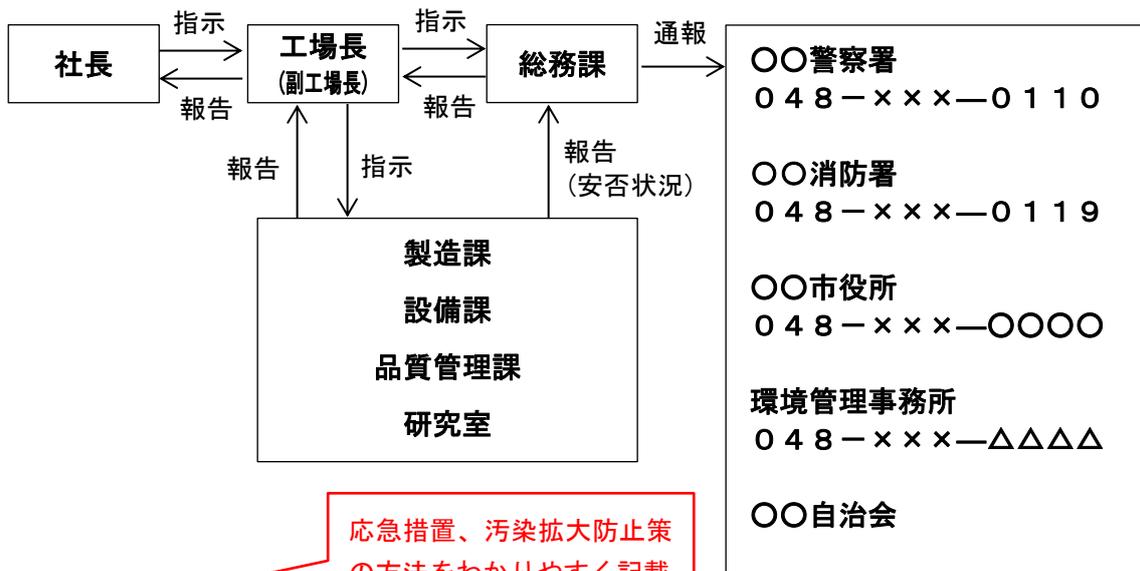
速やかに作業を中止し、事故及び災害の規模により対策本部を立ち上げる。
(火災、震度〇以上の地震、その他災害時)

イ 夜間・休日

近隣在住の当番社員が初期対応を行う。

夜間・休日等の要員確保について、
具体的に検討した結果を記載。

(2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡・通報体制



応急措置、汚染拡大防止策
の方法をわかりやすく記載

(3) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法 (休日・夜間発生時初期対応の概要)

ア 火災

- ・発見者は、身の安全の確保し、応援を呼んだ後に、初期消火を行う。
- ・応援者は、連絡・通報体制により報告し、上司の指示を仰ぐ。
(休日・夜間は、駆け付けた当番社員が初期消火を行う。消火できない場合は、当番社員が消防へ通報する。)

イ 漏えい (重油受入時)

- ・重油の受入は、必ず2人で行う。
- ・受入作業中に漏えいした場合は、直ちに作業を中止し、吸着シートで漏えい場所を覆う。その後、排水溝に土嚢を置き、流出を防止する。

ウ 漏えい (塗料・重油タンク)

- ・工場・倉庫は、開口部に漏えい防止溝があり、外部に漏えいしない。
- ・重油タンクは、防液堤があり、防液堤外に漏えいしない。
- ・工場・倉庫内及び重油タンク防液堤内で漏えいを発見した場合は、吸着シートで漏えい場所を覆う、土嚢を置く等の応急措置を行い、上司の指示を仰ぐ。

ISO14001 関連文書等を添付する場合の記載例

様式第 27 号 (第 59 条関係)

※ 文書を添付する際は、該当部分を抜き出して印をつける等、わかりやすくしてください。

特定化学物質等適正管理 ~~手順書作成(変更)~~ 報告書

(宛先)

初回報告時は「手順書作成(変更)報告書」、
それ以降は「~~手順書作成(変更)報告書~~」とする

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇 環境管理事務所 長

報告者

〒330-0063
さいたま市浦和区 〇〇 3-2-印 5
彩国化学産業株式会社
代表取締役 彩国 武蔵
(電話番号 048-〇〇〇-△△△△)

代表者印

- ・ 報告者は代表者が基本
(代理人が報告の場合、代理人の職名及び氏名を併記。印は代理人の印。)
- ・ 住所は本社のもを記載する

特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第 75 条第 2 項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称	彩国化学産業株式会社 〇〇工場		
事業所の所在地	〇〇市 〇〇〇 3-15-1		
変更の概要	全面的な内容の改訂 変更前後の概要がわかるよう記載 (初回作成時は記入不要)		
連絡先	担当部署	〇〇工場 工務課	
	担当者氏名	日本 花子	
	電話番号	048-〇〇〇-〇〇〇〇	
※受理年月日	年	月	日
※整理番号			
※備考	立入検査時の対応者や手順書の作成・取りまとめ者が該当		

- 備考
- 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所

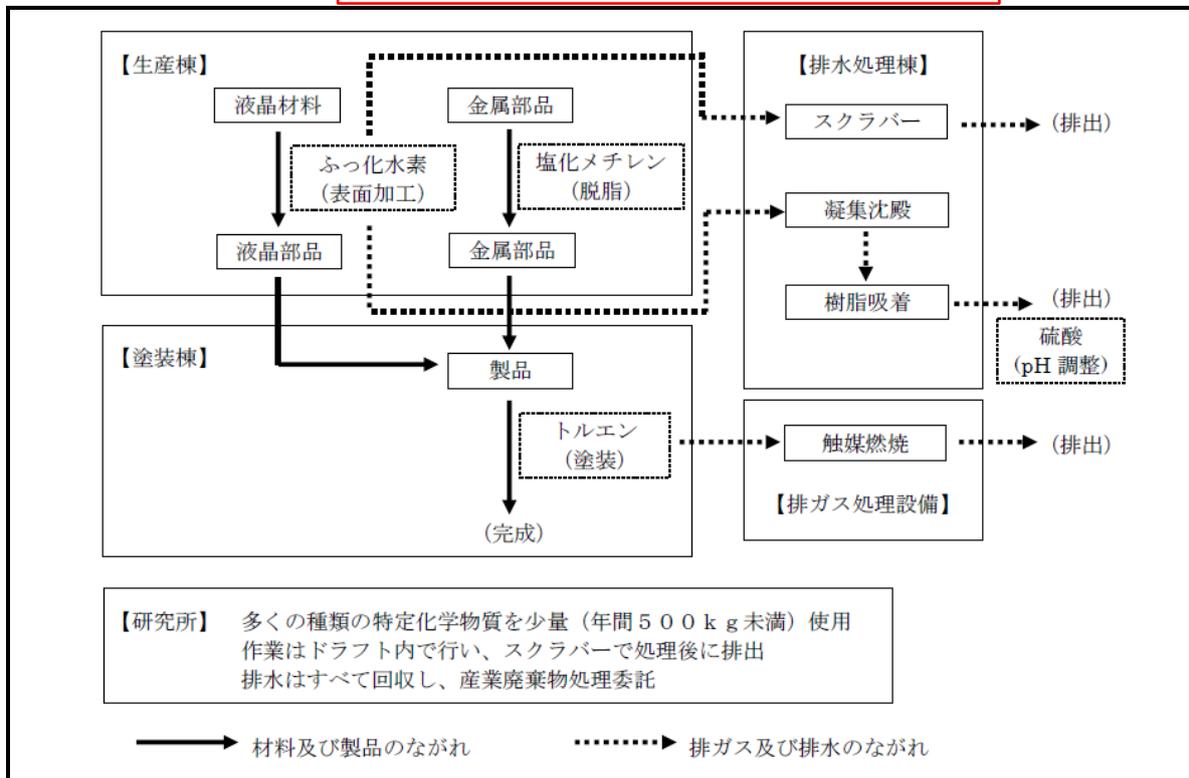
番号	1	2	3	4
特定化学物質の名称	塩化メチレン	トルエン	フッ化水素及びその水溶性塩	硫酸
※ 特定化学物質の区分・番号	1-186	1-300	1-374	3-41
取り扱う目的	脱脂洗浄	製品の塗装	液晶部品の表面加工	排水のpH調整
取扱箇所	生産棟	塗装棟	生産棟	排水処理設備棟
処理方法又は排出抑制対策の概要	オイルフリー化して脱脂工程を廃止	回収率の向上 触媒燃焼後排出 静電塗装の導入	ドラフト内作業 スクラバー(排気) 凝集沈殿(排水)	放流水のpHを監視
現在までの増減傾向と今後の見込み	大幅に減少 (xx年度比60%減) 数年内に全廃見込	横ばい 今後増減ない見込	大幅に増加 (xx年度比30%増) 今後増減ない見込	微減 (xx年度比10%減) 今後増減ない見込

※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。

※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表番号を記載。

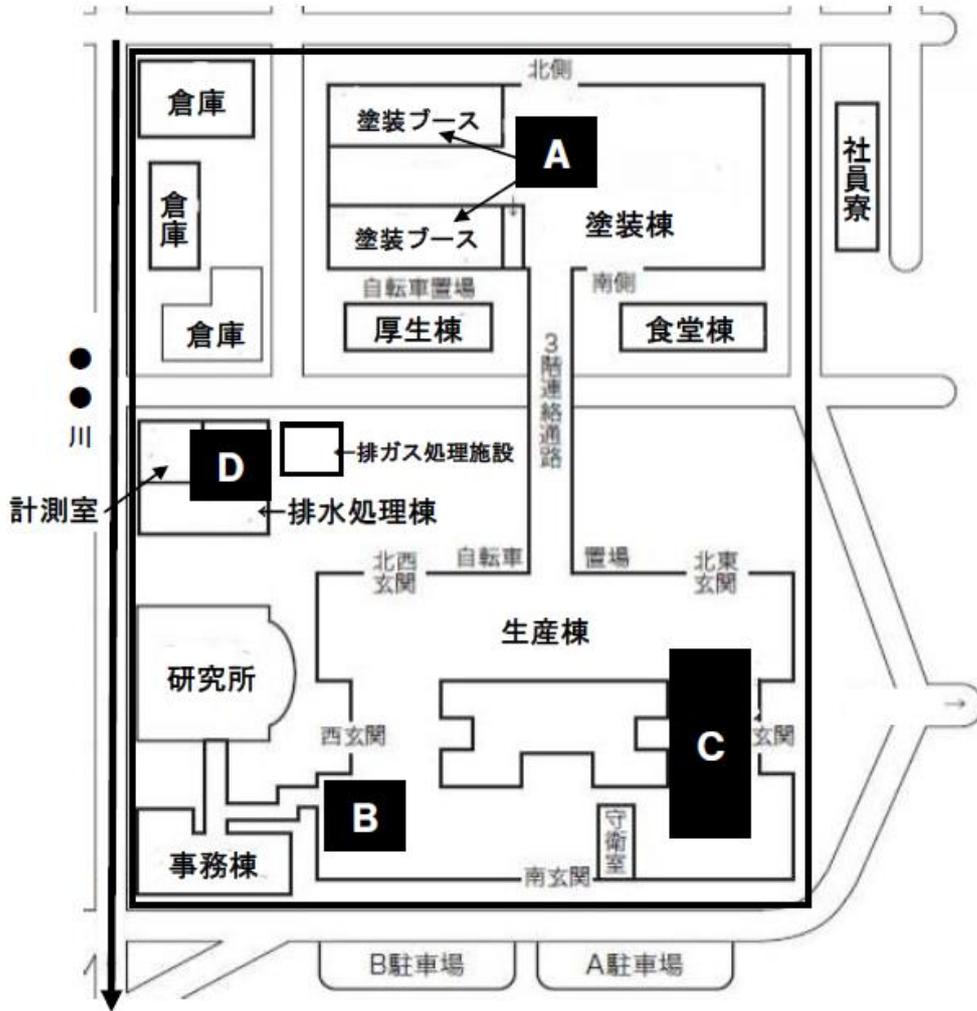
(2) フロー図

他法令で作成したフロー図を添付してもよい。



他法令で作成した平面図を添付してもよい。

2 特定化学物質等の取扱い施設の平面図



特定化学物質等の取扱い施設一覧表（年間取扱量500kg以上）

凡例	特定化学物質名称	場所	取扱施設、設備
A	トルエン	塗装棟（1階西側）	塗装ブース
B	塩化メチレン	生産棟（1階南西側）	溶剤洗浄設備
C	ふっ化水素及びその水溶性塩	生産棟（2階段東側）	表面処理設備
D	硫酸	排水処理棟	排水処理設備

研究所における特定化学物質等の取扱い状況（年間取扱量500kg未満）

	主要な特定化学物質名称
第1種指定化学物質	アクリロニトリル、無機シアン化合物、鉛化合物
第2種指定化学物質	(なし)
その他の特定化学物質	塩化水素、硝酸、ふっ素、マグネシウム

雨水の排出先：〇〇川
 排出水の排出先：〇〇市下水道

3 管理の方法に関する事項

IS014001 環境方針
エコアクション2.1

1 基本方針

- (1) 化学物質を適正に管理し、有害物質の使用量を削減する。
- (2) 特定課化学物質等による事故の未然防止に努め、災害によるリスクを低減する。
- (3) 地域に開かれた安全・安心な工場であり続ける。

2 管理計画

IS014001 目的、目標及び実施計画
エコアクション2.1

(目標)

塩化メチレンの取扱いを全廃する

(時期)

2018年度内

(方策)

納入される部品の真空包装化
(オイルフリー)

2016年度～順次切替え

3 管理計画の実施のための体制 (組織の名称及び組織図)

・組織の名称 ○○株式会社○○工場IS014001推進委員会

・管理組織図 別添 「環境マネジメントマニュアル」のとおり

・環境負荷低減主任者 職名 ○○工場 取締役工場長

氏名 埼玉 盛秀

・IS014001 資源、役割、責任及び権限
・消防法の予防規程
・社内規定

別添として添付する際は、
該当部分を抜き出してください。

条例第111条第1項の規定に基づく
環境負荷低減主任者を記載。

・IS014001 力量、教育訓練及び自覚
・社内規定 (教育計画)

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

別添 「環境マネジメントマニュアル」のとおり

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

・IS014001 目的、目標及び実施計画
環境側面

1 特定化学物質の排出の抑制対策

・消防法の予防規程
・環境法令の規制事項

(1) 排ガス処理

排ガスを触媒方式で熱分解し、発生する熱風を乾燥工程に利用（〇〇年～）

(2) 排水処理

地下への浸透を防止するため、排水処理施設を地上に移設（〇〇年）

詳細は、以下に記載

別添として添付する際は、
該当部分を抜き出してください。

別添 「環境マネジメント計画」、別添 「化学物質管理規程」

2 特定化学物質等の回収、再利用等の合理化対策

(1) 排ガス量の削減

研究棟のドラフト及び生産棟の局所排気設備の集約化・集中化を実施済み。

(2) 排水量の削減

高濃度排水はスポット回収し、産業廃棄物処理を委託する。

(3) 使用量の削減

静電塗装方式を採用して塗料に含有される特定化学物質の使用量を減らす。

詳細は、以下に記載

別添 「環境マネジメント計画」、別添 「廃棄物管理手順書」

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

・IS014001 コミュニケーション
・社内規程

(1) CSR報告書（年1回）

(2) 意見交換会（年1回・近隣住民対象）

(3) 工場に対する要望・意見の窓口

総務部管理課（電話 〇〇〇-△△△-□□□□）

詳細は別添 「外部コミュニケーション規程」のとおり

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

社内規程・社内システム

(1) 通常使用する化学物質

「化学物質管理システム」でSDS、在庫状況等を一括管理している。

(2) 新規に導入する化学物質

社内の安全衛生委員会で審査後、「化学物質管理システム」し、使用可能となる。

詳細は別添 「化学物質管理マニュアル」のとおり

・ISO14001 緊急事態への準備及び対応
環境側面
・労安法のリスクアセスメント結果
・社内規程

6 事故及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

(1) 特定化学物質等に起因するリスクと低減計画

- ア SDSから、有害性及び危険性に関する情報を収集、整理する。
 - イ 作業ごとの取扱い方法、取扱量、周辺環境の情報をまとめる。
 - ウ リスクマトリクスでリスクが高い作業を把握する。
 - エ リスクが高い作業のリスクを計画的に低減する
- 具体的な計画は、別添 のとおり

別添として添付する際は、
該当部分を抜き出してください。

(2) 地震発生時に顕在化するリスクと低減計画

埼玉県地震被害想定調査被害分布図に基づく最大震度
5強（東京湾北部地震）

2015年に工場建屋の耐震補強工事実施済み
2017年から耐震構造の倉庫棟建設予定。

(3) 洪水発生時に顕在化するリスクと低減計画

〇〇市ハザードマップに基づく浸水時の水位0.5m未満
非常用発電機更新時（2018年予定）に、設置面を30cm嵩上げ予定。

詳細は、別添 「環境マネジメント計画」、
別添 「緊急事態対応マニュアル」のとおり

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

・ISO14001 緊急事態への準備及び対応
・消防法予防規程
・社内規程

(1) 訓練の年間実施計画

- ア 一斉防災訓練（年1回実施、9月1日）
- イ 図上訓練（年4回実施、2月・5月・8月・11月）
- ウ 夜間避難訓練（年1回実施、不定期）

(2) 訓練の対象者

- ア 全社員
- イ 管理職以上の職員が年1回以上参加
- ウ 当日夜勤者（実施1週間前に発表）

詳細は、別添 「緊急事態対応マニュアル」のとおり

6 事故及び災害対策に関する事項

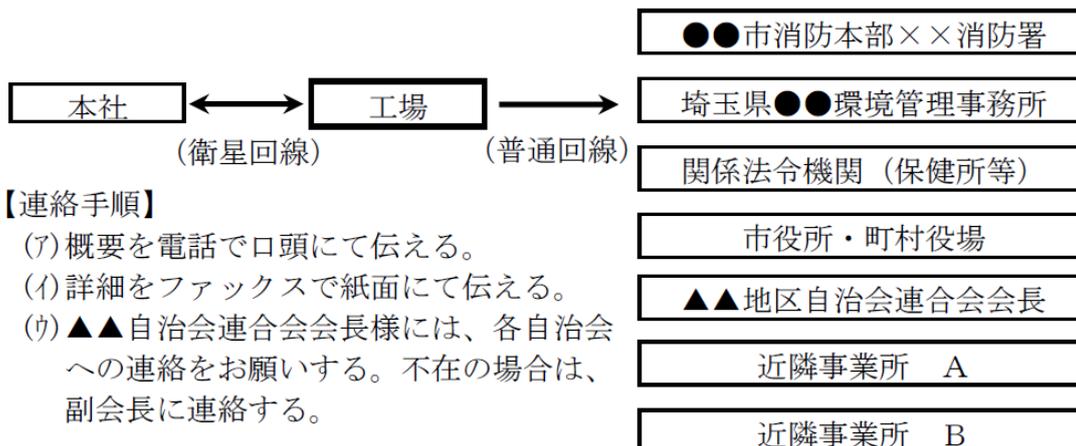
- ・ISO14001 緊急事態への準備及び対応
- ・消防法予防規程
- ・社内規程

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

(1) 要員の確保

別添 「緊急事態対応マニュアル」のとおり

(2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡・通報体制



【連絡手順】

- (ア) 概要を電話で口頭にて伝える。
- (イ) 詳細をファックスで紙面にて伝える。
- (ウ) ▲▲自治会連合会会長様には、各自治会への連絡をお願いする。不在の場合は、副会長に連絡する。

詳細（工場各部署・電話番号）は、「急事態対応マニュアル」の「連絡先」に記載

(3) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法（休日・夜間発生時初期対応の概要）

別添 「緊急事態対応マニュアル」のとおり

別添として添付する際は、
該当部分を抜き出してください。

10物質の取扱いがある事業所の記載例（グラビア印刷）

様式第27号（第59条関係）

特定化学物質等適正管理手順書作成（変更）報告書

初回報告時は「手順書作成（変更）報告書」、
それ以降は「手順書作成（変更）報告書」とする

平成29年〇〇月〇〇日

（宛先）

〇〇環境管理事務所長

〒330-0063

報告者 さいたま市浦和区〇〇3-2-15

彩国産業株式会社

代表取締役 彩国 武蔵

（電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇）

- ・報告者は代表者が基本
（代理人が報告の場合、代理人の職名及び氏名を併記。印は代理人の印。）
- ・住所は本社のもを記載する

代表者印

特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第75条第2項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称	彩国産業株式会社		
事業所の所在地	〇〇市〇〇〇3-15-1		
変更の概要	全面的な内容の改訂 災害対策に関する事項を追加		変更前後の概要がわかるよう記載 （初回作成時は記入不要）
連絡先	担当部署	工務課	
	担当者氏名	日本 花子	
	電話番号	048-●●●-●●●●	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考	立入検査時の対応者や手順書の作成・取りまとめ者が該当		

- 備考
- 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所

番号	※区分・番号	特定化学物質の名称	取扱う目的	取扱箇所	処理方法又は 排出抑制対策の概要	現在までの増減傾向と 今後の見込み
1	1	87 クロム及び三価クロム化合物	製版工程	A棟	廃液：委託処理	受注により 増減する
2	1	88 六価クロム化合物	製版工程	A棟	廃液：委託処理	受注により 増減する
3	1	186 塩化メチレン	製版工程 (脱脂)	A棟	廃液：委託処理	減少傾向(●●年比) 〇〇年に全廃見込
4	1	272 銅水溶性塩(錯塩を除く。)	製版工程	A棟	廃液：委託処理	受注により 増減する
5	1	300 トルエン	印刷工程	B棟2階	排ガス：燃焼処理 廃液：委託処理	燃焼施設導入により減 今後はノトルエン化に より減少傾向
6	2	20 酢酸ベンジル	製版工程 (脱脂)	A棟	廃液：委託処理	増加傾向(●●年比)
7	3	5 塩化水素(塩酸を含む。)	製版工程 排水処理施設	A棟 排水処理施設	廃液：委託処理	増減なし
8	3	35 メタノール	印刷工程	B棟2階	排ガス：燃焼処理 廃液：委託処理	燃焼施設導入により減 今後は横ばい
9	3	37 MEK	印刷工程	B棟2階	排ガス：燃焼処理 廃液：委託処理	燃焼施設導入により減 今後は横ばい
10	3	41 硫酸(三酸化硫黄含む。)	製版工程 排水処理施設	A棟	廃液：委託処理	横ばい

※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。

※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表番号を記載。

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所（続き）

番号	※区分・番号	特定化学物質の名称	取扱う目的	取扱箇所	処理方法又は排出抑制対策の概要	現在までの増減傾向と今後の見込み
1 1						
1 2						
1 3						
1 4						
1 5						
1 6						
1 7						
1 8						
1 9						
2 0						

増減している場合は、
具体的な指標（●年度
比●%増など）を記載

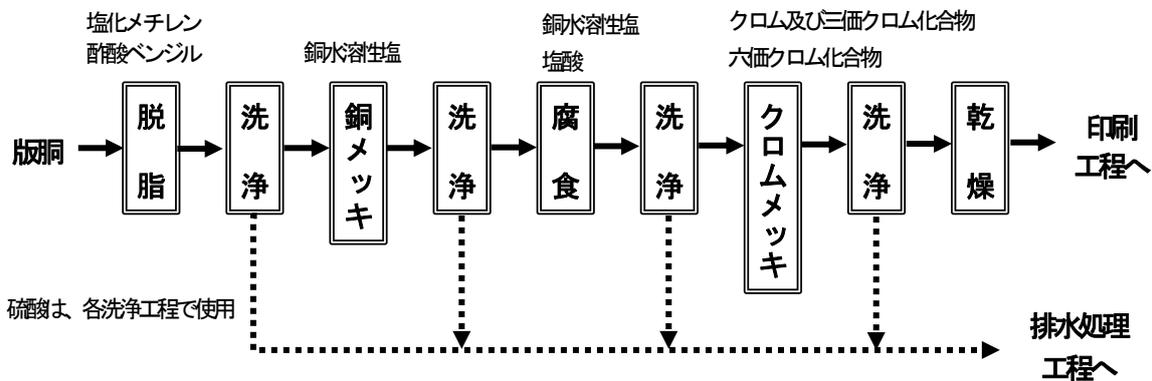
・必要に応じて続きを追加
・管理がしやすいよう、項目を追加して構わない。
(他法令の規制、取扱いに必要な資格等)

※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。
※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表番号を記載。

(2) フロー図

- ・ 取扱工程から環境中へ排出されるまでの流れを整理し、わかりやすく記載。
- ・ 既存のフロー図の使用可。

ア 製版工程



この例では工程別に記載していますが、**使用場所別、取扱物質別**など、把握しやすい方法で記載してください。

イ 印刷工程

記載例ではフロー図を省略しますが、上の例を参考に記載してください。

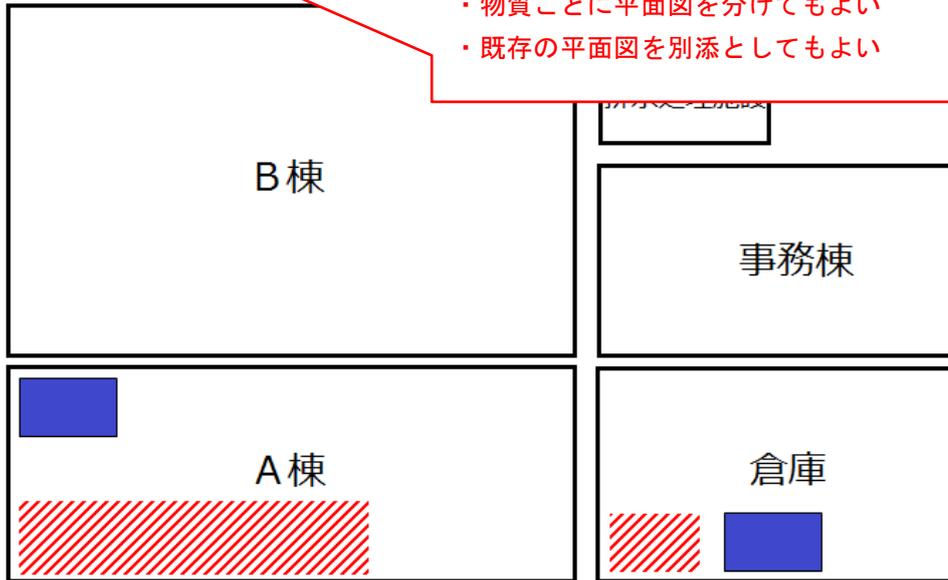
ウ 排水処理工程

記載例ではフロー図を省略しますが、上の例を参考に記載してください。

2 特定化学物質等の取扱施設の平面図

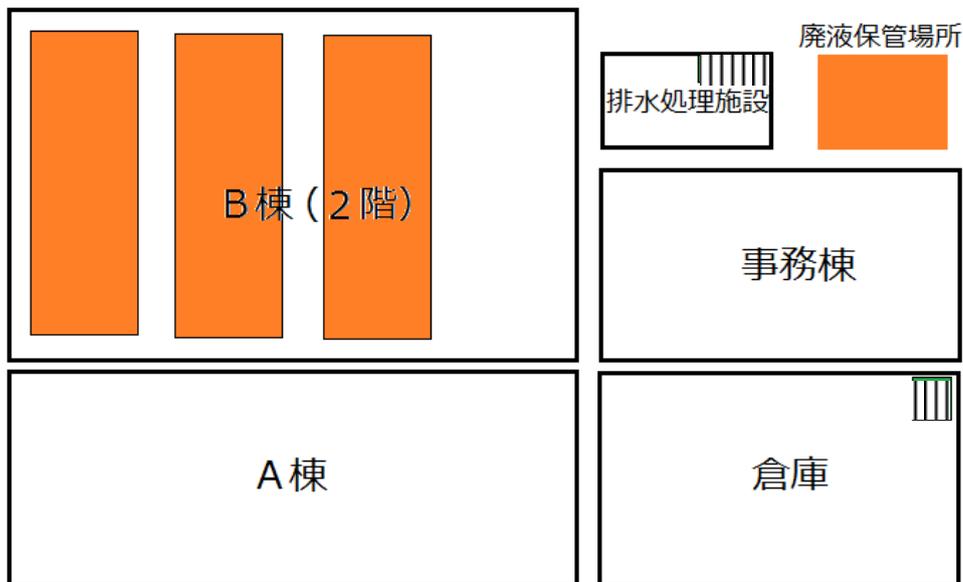
- ・ 1(2) フロー図と整合するようわかりやすく記載。
- ・ 取扱い場所を具体的に記載
(難しい場合は建物と階数がわかる程度でもよい)
- ・ 物質ごとに平面図を分けてもよい
- ・ 既存の平面図を別添としてもよい

(1) 製版工程



- 凡例
-  クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、銅水溶性塩、塩酸、硫酸
 -  塩化メチレン、酢酸ベンジル

(2) 印刷工程・排水処理工程



- 凡例
-  トルエン、メタノール、MEK
 -  塩酸

雨水の排出先：●●川
 排出水の排出先：○○市下水道

3 管理の方法に関する事項

「環境宣言」等を行っている事業者は、その理念を具体化した形で記載。

1 基本方針

- (1) 化学物質を適正に管理する。
- (2) VOCの排出を削減する。
- (3) より安全な化学物質への転換を図る。
- (4) 化学物質による事故の未然防止に努め、災害リスクを低減する。

2 管理計画

・基本方針の内容と整合する具体的な目標と達成時期を記載。
・方策には目標を達成するための具体策を記載。

(目標)

(時期)

- (1) 2014年から2019年の間に、VOCの排出を2割削減する 2019年
- (2) 塩化メチレンの使用を廃止する。 2019年

(方策)

- (1) 排ガス燃焼装置の処理効率を上げる。
- (2) 代替物質への転換

3 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）

- ・組織の名称 ○○安全衛生委員会
- ・管理組織図 別紙 のとおり

役員、特定化学物質等の取扱いに関わる全従業員を体制に組み込むこと。

条例第111条第1項の規定に基づく環境負荷低減主任者を記載。

・環境負荷低減主任者

職名 工場長

氏名 ○○ ○○

3 管理の方法に関する事項（続）

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

(1) 全社員対象

- ア 化学物質管理の基本方針
- イ 化学物質の取扱箇所
- ウ 事故が発生した場合の避難経路の確認

化学物質を取扱わない従業員に対しても行うことが望ましい。

(2) 製版工程従事者

- ア 化学物質管理の基本方針
- イ 取り扱う塗料の危険性・有害性に関する事項（SDS）
- ウ 取扱いに係る各種法令
- エ 保護具の着用方法
- オ 事故事例・ヒヤリハット事例
- カ 事故が発生した場合の応急措置、避難誘導

(3) 印刷工程従事者

(4) 設備関係者

(5) 塩化メチレンを取扱う者

記載例では、各工程の訓練を省略しますが、上の例を参考に記載してください。

この例では工程別に記載していますが、**部署別、取扱物質別**で実施する方法もあります。

- ・さまざまな観点から訓練を計画
- ・有害物質を取り扱う事業所の場合は、担当社員の保護具装着訓練や除害装置の運転訓練（ある場合）が必要。
- ・特定化学物質等の取扱いに関わる全従業員が訓練に参加するような仕組み（複数回実施等）を構築。
- ・地域防災力が向上するような取り組みを推奨（大規模な災害が発生した場合は公設消防の到着が大幅に遅れる可能性が高いため。）

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質の排出の抑制対策

(1) 製版工程

脱脂の塩化メチレンは、代替物質に切替中。2019年までに全廃予定。

(2) 印刷工程

排ガス燃焼装置のメンテナンス頻度を上げ、処理効率を上げる。

この例では工程別に記載していますが、**建物別、取扱物質別**などで実施する方法もあります。

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項（続）

2 特定化学物質等の回収、再利用等の合理化対策

(1) 塩化メチレン

蒸発分を回収し、濃縮して再利用している。

この例では物質別に記載していますが、**工程別、施設別**で対策を行う方法もあります。

(2) VOC

記載例では、各物質の対策を省略しますが、それぞれの対策を記載してください。

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

- (1) 工場への要望・意見の窓口 CSR部（電話 〇〇〇-△△△-□□□□）
- (2) 会社ホームページに環境への取組みを記載（毎年3月更新）
- (3) 近隣町会対象に工場見学を実施（毎年1回）

- ・ 周辺住民からの意見を受け付け、対応を検討する体制を確保し、記載。
- ・ 双方向のコミュニケーションが成り立つ方法を記載。意見交換会（環境コミュニケーション）の実施が望ましい。
- ・ 近隣住民が工場に対して連絡を取りやすい工夫をする。

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

- ・ SDSは、各部署で取得し、各部署及びCSR部で保管する。
- ・ 新たにSDSを取得した場合は、CSR部に写しを送付する。
- ・ 物質の使用を廃止した場合は、CSR部に廃止した旨を連絡する。

SDSの管理方法（誰が取得し、どこで保管するか等）を記載する。

6 事故及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

(1) 特定化学物質等に起因するリスクと低減計画

リスク低減計画作成手順の例

- 1 SDSから、有害性及び危険性に関する情報を収集、整理する。
- 2 作業ごとの取扱い方法、取扱量、周辺環境の情報をまとめる。
- 3 コントロール・バンディング（化学物質リスク簡易評価法）等でリスクが高い作業を把握する。
- 4 リスクが高い作業のリスクを計画的に低減する

- ・ 信頼性のある公的資料（埼玉県地震被害想定調査、市町村ハザードマップ等）で想定される被害の程度を把握。
- ・ 想定されるリスクの低減計画（具体的対策と期限）を記載。
- ・ 埼玉県で甚大な被害が想定される地震のうち、東京湾北部地震又は茨城県南部地震の発生確率が今後 30 年以内に 70%と高い。想定される影響は、事業所で被害想定がより大きい地震を選ぶこと。

(2) 地震発生時に顕在化するリスクと低減計画

埼玉県地震被害想定調査被害分布図に基づく最大震度 5強（東京湾北部地震）
液状化可能性 きわめて低い

ア 製版工程

- ・ 震度●以上の地震の際は、自動で機械は停止する。
- ・ 地震の際にメッキ液がこぼれないよう、槽の7分目を最大量とする。

イ 印刷工程

- ・ 震度●以上の地震の際は、自動で機械は停止する。

ウ 排水処理工程

- ・ 予備ピットを設け、1つのピットが破損した場合は、移し替える。

(3) 洪水発生時に顕在化するリスクと低減計画

●●市ハザードマップに基づく浸水時の水位0.5m未満

敷地は50cm盛土してあるため、浸水の恐れなし。

排水処理施設は半地下であるが、周囲に壁があり、水位1mまでは浸水しない。

6 事故及び災害対策に関する事項（続）

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

(1) 訓練の年間実施計画

- ア 一斉防災訓練（3月11日「社内防災の日」、年1回実施）
- イ 図上訓練（4月と2月を除く偶数月、年4回実施）
- ウ 高リスク施設緊急時対応訓練（1月と3月を除く奇数月、年4回実施）
- エ 夜間避難訓練（不定期、年1回実施）
- オ 参集訓練（不定期、年1回実施）
- カ 地域合同訓練（9月1日「防災の日」、年1回実施）

(2) 訓練の対象者

- ア 一斉防災訓練：全員
- イ 図上訓練：管理職以上の職員が年1回以上参加
- ウ 高リスク施設緊急時対応訓練：関係社員が年1回以上参加
- エ 夜間避難訓練：当日夜勤者（実施日は1週間前に発表）
- オ 参集訓練：災害対策本部及び初動対応要員
- カ 地域合同訓練：社内（管理職、当日日勤者）、社外（近隣事業所、地域自治会、公設消防）

(3) 訓練結果の活用

- ・ 訓練ごとに結果及び改善点をまとめる。
- ・ 改善点を基づいて「事故対応マニュアル」及び「BCPマニュアル」の改訂を行う。（毎年）

- ・ 訓練結果の検証及び活用方法について、具体的に記載。
- ・ 訓練の結果は必ず検証し、作業要領や事故及び災害対応マニュアルの改定に反映することが、リスク低減上非常に重要。

6 事故及び災害対策に関する事項（続）

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

(1) 要員の確保

ア 平日

3交代制のため、平日は24時間対応可能。

速やかに作業を中止し、事故及び災害の規模により対策本部を立ち上げる。

（火災、震度●以上の地震、その他災害時）

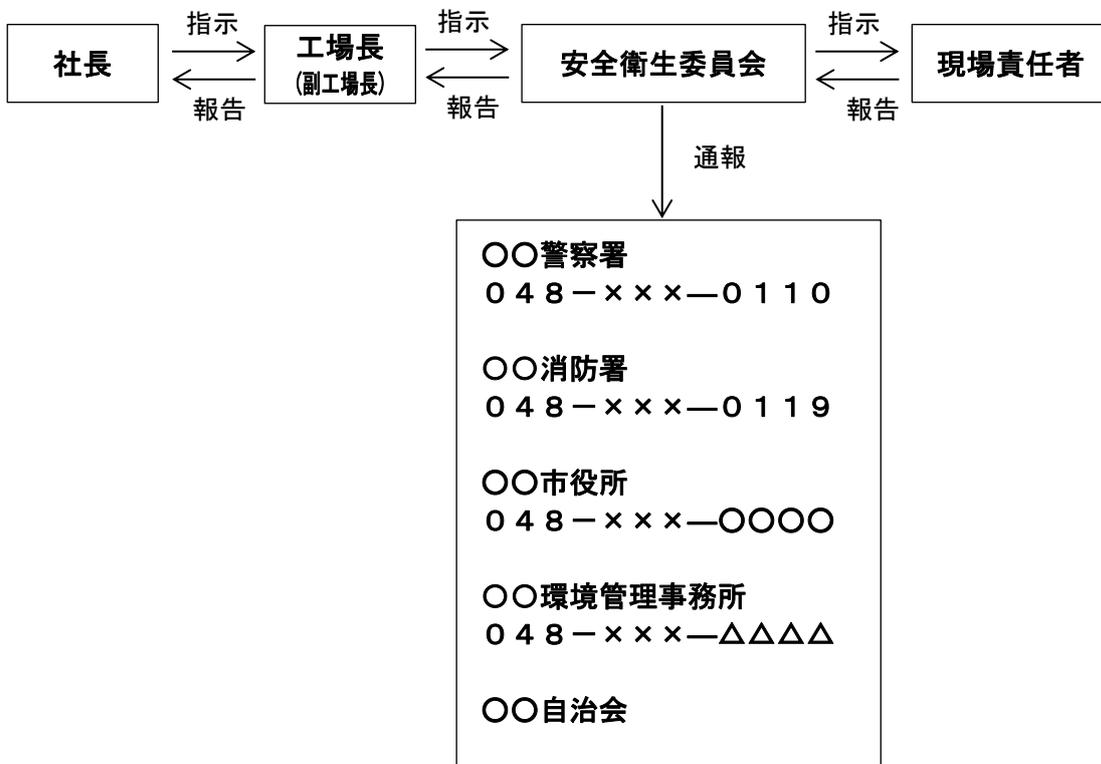
夜間・休日等の要員確保について、
具体的に検討した結果を記載。

イ 休日

守衛室（休日も常駐）が初期対応し、当番社員へ連絡する。

当番社員は、事故及び災害の規模により、緊急連絡網で初動対応要員を招集する。

(2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡・通報体制



(3) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法（休日・夜間発生時初期対応の概要）

- 別添 「〇〇株式会社△△工場 事故対応マニュアル」及び
- 別添 「〇〇株式会社△△工場 BCPマニュアル」のとおり

燃料小売業で、給油取扱所予防規程を添付した場合の記載例

様式第 27 号 (第 59 条関係)

特定化学物質等適正管理手順書作成(変更)報告書

初回報告時は「手順書作成(変更)報告書」、
それ以降は「手順書作成(変更)報告書」とする

平成 29 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先)

〇〇 環境管理事務所長

〒 330-0063
さいたま市浦和区 〇〇 3-2-15
彩国石油株式会社
代表取締役 彩国 太郎

- ・ 報告者は代表者が基本
(代理人が報告の場合、代理人の職名及び氏名を併記。印は代理人の印)
- ・ 住所は本社のものを記載する

報告者

代理人

取締役 営業本部長 熊谷 二郎
(電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇)



特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第 75 条第 2 項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称	彩国石油株式会社 ●●スタンド		
事業所の所在地	〇〇市 〇〇〇 3-15-1		
変更の概要	変更前後の概要がわかるよう記載 (初回作成時は記入不要)		
連絡先	担当部署	営業部 営業課	
	担当者氏名	〇〇 〇〇	
	電話番号	048-〇〇〇-△△△△	
※受理年月日	年	月	日
※整理番号			
※備考	立入検査時の対応者や手順書の作成 ・ 取りまとめ者が該当。		

- 備考
- 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

(1) 特定化学物質の種類

番号	特定化学物質		
	区分	番号	名称
1	第一種指定化学物質	53	エチルベンゼン
2	第一種指定化学物質	80	キシレン
3	第一種指定化学物質	296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
4	第一種指定化学物質	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
5	第一種指定化学物質	300	トルエン
6	第一種指定化学物質	392	ノルマル-ヘキサン
7	第一種指定化学物質	400	ベンゼン

※ 区分は、第一種指定化学物質・第二種指定化学物質・その他の化学物質のいずれかを記載。

※ 特定化学物質の番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表号番号を記載。

(2) 特定化学物質等の取扱目的

特定化学物質は、販売するガソリン及び灯油の成分として含まれる。

(3) 取扱箇所

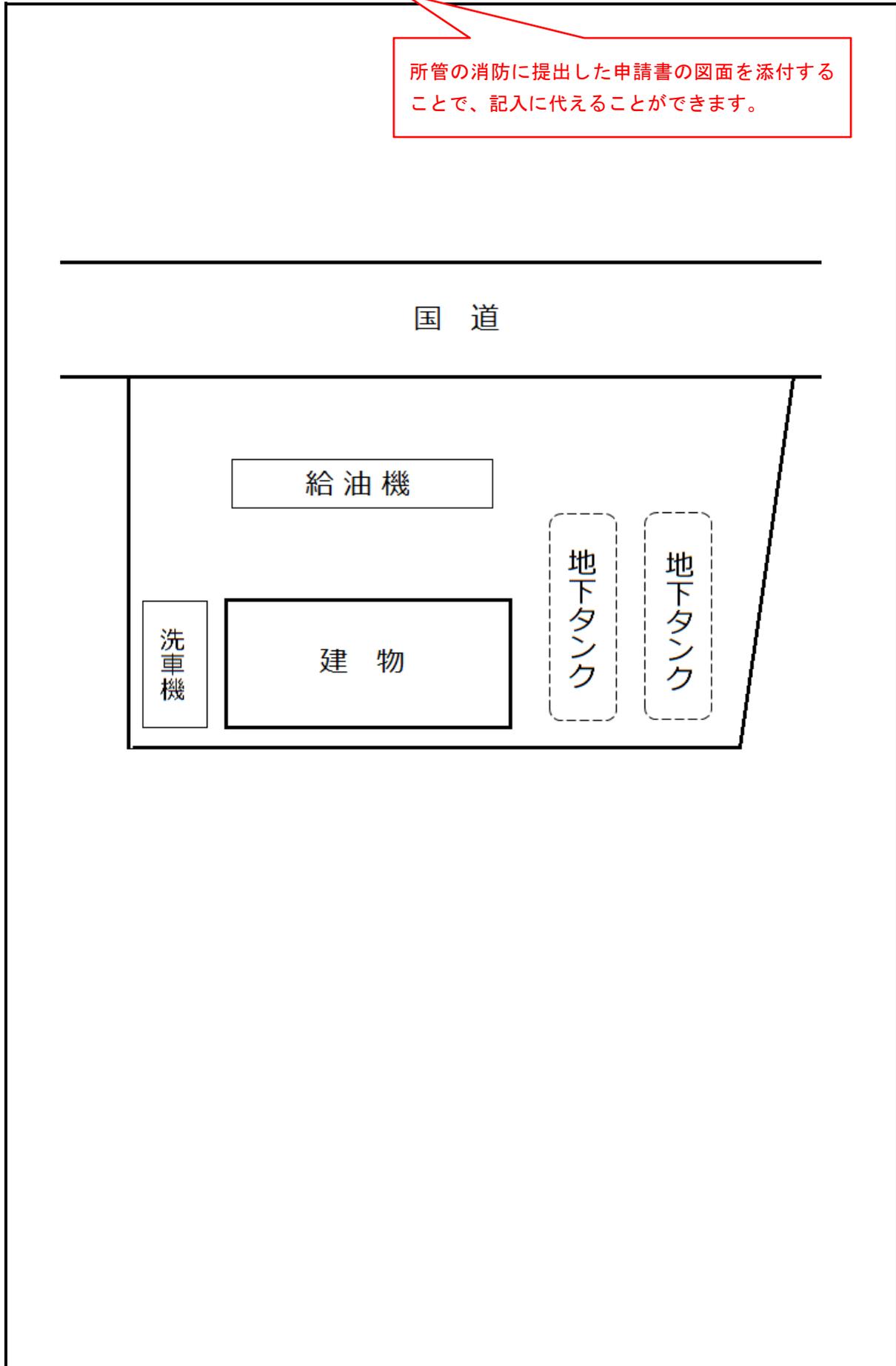
タンク及び給油所

(4) ガソリンのフロー

タンクローリー → 地下タンク → 給油機 → 給油

2 特定化学物質等の取扱い施設の平面図

所管の消防に提出した申請書の図面を添付することで、記入に代えることができます。



3 管理の方法に関する事項

1 基本方針

- ・ 大気への環境負荷の低減に取り組む。
- ・ 事故の未然防止対策と災害リスク対策を進める。

「環境宣言」等を行っている事業者は、その理念を具体化した形で記載してください。

2 管理計画

(目標)

ガソリンベーパー対策を実施する

(時期)

2005年～

(方策)

- ・ ベーパーリターン設置

2010年設置済み

- ・ 給油機から車へ給油する際のベーパーを吸引し、地下タンクに回収できる給油機を導入する。

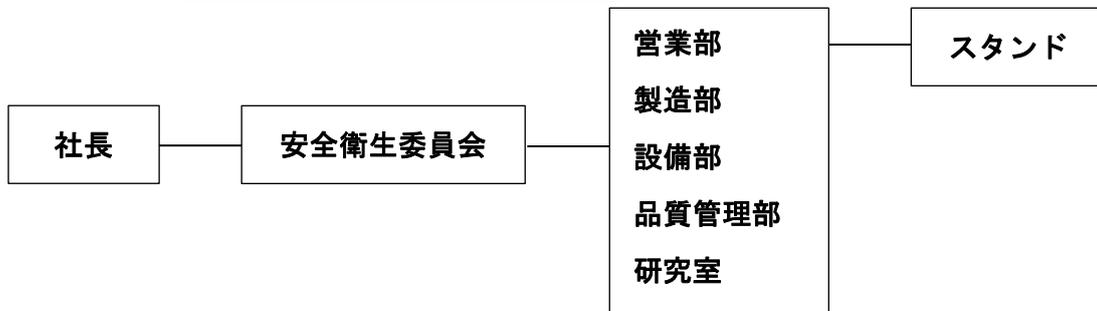
2020年予定

3 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）

- ・ 組織の名称 彩国石油株式会社 安全衛生委員会

- ・ 管理組織図

経営権を持つ者、特定化学物質等の取扱いに関わる全従業員を体制に組み込むこと。



- ・ 環境負荷低減主任者

職名 ●●スタンド店長

氏名 埼玉 一郎

条例第 111 条第 1 項の規定に基づく環境負荷低減主任者を記載。

3 管理の方法に関する事項（続）

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

別添予防規程第●条のとおり

予防規程を添付することで、記入に代えることができます。予防規程を添付する場合は、どこに記載があるかを明記してください。

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

特定化学物質の排出の抑制対策及び回収、再利用等の合理化対策

既に行っている対策、今後予定している対策について記入してください。

(1) 荷卸時

地下タンク内から発生するベーパーをタンクローリー内に回収している。

(2) 点検

設備の日常点検及び定期点検を行い、ガソリンの漏れがないことを確認している。

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

本社営業部で一括して対応

連絡先：本社営業部〇〇〇〇課 電話番号〇〇〇-〇〇〇-△△△△

環境保全の取組みをCSR報告書に記載し、希望者に配布する。

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

本社営業部で取得し、事業所に写しを置く。

提供を求められた場合は、写しをコピーし、提供する。

6 事故及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

(1) 特定化学物質等に起因するリスクと低減計画

ガソリンは引火性が高いが、消防法に基づく危険物取扱所として、火災や爆発が起きにくい構造としているため、火災のリスクは小さい。

(2) 地震発生時に顕在化するリスクと低減計画

埼玉県地震被害想定調査被害分布図に基づく最大震度 ●（東京湾北部地震）
消防法が定める構造基準に適合済み

(3) 洪水発生時に顕在化するリスクと低減計画

●●市ハザードマップに基づく浸水時の水位 0.5m未満
浸水の恐れは少ないが、土嚢を常備し、常に使える状態にする。

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

訓練の内容は、別添予防規程第●条のとおり

訓練内容は予防規程を添付することで、記入に代えることができます。

訓練の結果を記録し、○年間保存する。

訓練の結果を本社○○部で検討し、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。

訓練結果の検証及び活用方法について、具体的に記載してください。

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

別添予防規程第●章のとおり

予防規程を添付することで、記入に代えることができます。予防規程を添付する場合は、どこに記載があるかを明記してください。

要員の確保

(1) 平日

速やかに自衛消防隊を立ち上げる。

(2) 夜間

当番表により担当者が自主的に出勤し、対応する。
必要に応じて、自衛消防隊を立ち上げる。

夜間など、無人になるときの要員確保について、具体的に記載してください。

特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために 取り組むべき措置に関する指針

(制定 平成14年3月29日埼玉県告示第612号)

(改正 平成24年3月16日埼玉県告示第286号)

(改正 平成27年3月31日)

第1 趣旨

この指針は、特定化学物質等取扱事業者（以下「事業者」という。）が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置を定めるものである。

事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令、条例、規則等を遵守することはもとより、この指針に留意して、特定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、事業所における特定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、特定化学物質等の適正な管理を行い、併せて、その管理の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

また、事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第3条第1項の規定に基づき定められた指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年環境庁・通商産業省告示第1号。以下「法定指針」という。）の適用を受ける者は、この指針のうち法定指針で定める事項については、その定めるところによるものとする。

第2 特定化学物質等の適正管理の方法に関する事項

1 管理の体系化

(1) 基本方針

事業者は、特定化学物質等の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めること。

(2) 管理計画

事業者は、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、(1)により定めた基本方針に即して、特定化学物質等の適正な管理を図るために行うべき行動に係る具体的な目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

(3) 管理計画の実施

ア 事業者は、管理計画を确实、かつ、円滑に実施するため、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により、

当該事業所において管理計画が確実に実施される体制を整備すること。

なお、事業者が取扱量報告事業者である場合、埼玉県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第111条第1項の規定により選任する環境負荷低減主任者を上記の責任者に指名することができる。

イ 事業者は、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、管理計画を実施するために必要な特定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

ウ 事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実、かつ、円滑な達成又は実施を確保するため、従業員等すべての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的、かつ、継続的に実施すること。

エ 事業者は、他の事業者から特定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

(4) 管理の状況の評価及び基本方針等の見直し

事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領に照らして特定化学物質等の管理の状況について評価を行うための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

2 適正管理のための情報の収集、整理等

(1) 特定化学物質等の取扱状況の把握

事業者は、特定化学物質等の製造量、使用量、貯蔵・保管量等並びに特定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 特定化学物質の取扱量の把握に関する事項

取扱量報告事業者による条例第74条第1項の規定により把握すべき特定化学物質の取扱量は、次に定めるところにより算出すること。

ア 「取扱量」は、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計とし、「取扱量」、「使用量」及び「取り扱う量」は、特定化学物質の質量に換算した量とする。

イ 「使用量」とは、事業所において事業活動に伴い使用した量をいう。「使用量」は、「当該年度期首在庫量」に「当該年度の購入量」を加算し、「当該年度期末在庫量」を差し引いて求める。

ウ 「製造量」とは、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）をいう。

エ 「取り扱う量」とは、入荷した特定化学物質等を自らは使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業・燃料小売業等において、卸売り・小売り等をするために、事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）をいう。「取り扱う量」は、「当該年度期首在庫量」に「当該年度の購入量」を加算し、「当該年度期末在庫量」を差し引いて求める。

(3) 特定化学物質等の性状等の把握

事業者は、取り扱っている特定化学物質等について、**安全データシート（SDS）**に基づき、特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を把握すること。

(4) 特定化学物質等の適正管理に関する情報の収集

事業者は、利用可能な文献等を活用することにより、特定化学物質等の適正管理に関する情報の収集に努めるとともに、**安全データシート（SDS）**への反映や施設管理の適正化等への利用を図ること。

3 管理対策の実施

事業者は、2により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う特定化学物質等について、その有害性、物理的・化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、次に定める管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

事業者は、特定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、特定化学物質等を取り扱う施設及び設備の破損、腐食等による特定化学物質等の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 特定化学物質を含有する廃棄物の管理

事業者は、特定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあつては、必要な情報を委託業者に提供すること。

(3) 設備の改善等による排出の抑制

事業者は、特定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、法定指針第一の三の(3)に定める事項のうち該当する事項に留意して、取り扱う特定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講ずることにより、特定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

なお、この場合において、法定指針中「指定化学物質」とあるのは「特定化学物質」と、「指定化学物質等」とあるのは「特定化学物質等」と、「指定化学物質等取扱事業者」とあるのは「特定化学物質等取扱事業者」と読み替えるものとする。

第3 特定化学物質等の回収、再利用その他の使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質等の使用の合理化に関する取組

事業者は、第2の1「管理の体系化」及び第2の2「適正管理のための情報の収集、整理等」については、特定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、特定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において特定化学物質等を使用する場合のような特定化学物質等の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により特定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。

2 特定化学物質等の使用の合理化対策

事業者は、第2の2「適正管理のための情報の収集、整理等」により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う特定化学物質等について、その有害性、物理的・化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、法定指針第二の二に定める事項のうち該当する事項に留意して、使用の合理化対策の実施に取り組むこと。

なお、この場合において、法定指針中「指定化学物質」とあるのは「特定化学物質」と、「指定化学物質等」とあるのは「特定化学物質等」と、「指定化学物質等取扱事業者」とあるのは「特定化学物質等取扱事業者」と読み替えるものとする。

第4 特定化学物質等の取扱いに関する県民の理解の増進に関する事項

1 体制の整備

事業者は、特定化学物質等の取扱いに対する県民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

2 情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、特定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関して、報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施等により、県民の理解の増進を図ること。

3 県民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、特定化学物質等の県民の理解増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を行うこと。

第5 事故の防止対策及び災害対策に関する事項

1 事故の防止対策及び災害対策

事業者は、特定化学物質等の取扱施設に係る事故を防止し、及び災害の発生に備えるため、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 想定される災害の影響を公的資料等で確認し、取り扱う特定化学物質等に起因するリスクを事前に把握するよう努めること。
- (2) 施設、設備等は、事故及び災害の発生並びにこれらによる被害の拡大の防止に備えた立地及び配置に努めるとともに、耐震性、防火性等について災害に強い構造にすること等により、(1)で把握したリスクを計画的に低減するよう努めること。
- (3) 施設、設備等の構造は、亀裂等の異常を容易に点検できる構造とすること。
- (4) 施設、設備等の保守点検を定期的実施すること。
- (5) 貯蔵施設については、その貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けるとともに、貯蔵施設からの流出を防止するための防液堤等の設備を設けること。

- (6) バルブ類等については、適切な操作ができるように表示を行い、誤動作を防止すること。
- (7) 事故及び災害の発生に備えて、毎年定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて事故の防止対策及び災害対策の継続的な改善を図ること。

2 事故及び災害対応マニュアルの整備等

事業者は、事業所ごとに、特定化学物質等に係る事故又は災害が発生した場合に特定化学物質等による環境汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項について記載した事故及び災害対応マニュアルを整備すること。

- (1) 要員の確保のための措置
- (2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- (3) 関係機関及び近隣の居住者への通報体制
- (4) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

3 事故及び災害発生時の措置

事業者は、特定化学物質等に係る事故にあつては、消防法等の関係法令の規定により対応することはもとより、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 17 条第 1 項、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び条例第 109 条第 1 項に規定する事故以外の事故並びに災害にあつては、次に定める措置を講ずること。

- (1) 事業者は、特定化学物質等に係る事故若しくは災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ、その事態を速やかに復旧するよう努めること。
- (2) 事業者は、当該事故又は災害により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故の状況を県に通報するとともに、応急措置の完了後、講じた措置の概要を知事に報告すること。

また、近隣の居住者の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者に通報し、必要に応じて避難誘導等を行うとともに、応急措置の完了後、講じた措置の概要を速やかに説明すること。

第 6 IS014001 による環境管理システム等との関係

事業者は、IS014001 による環境管理システム等を既に運用している場合には、第 1 から第 5 までに定める措置のうち、当該環境管理システム等により既に定め、実施している措置は、この指針に基づき実施する措置とすることができる。

第 7 手順書の作成に関する事項

取扱量報告事業者が条例第 75 条第 1 項の規定により作成する手順書は、第 1 から第 5 までに定めるところにより実施する措置に関する事項のうち、次に掲げる事項につ

いて把握し、又は定め、これを記載した書面又は図面を取りまとめたものとする。

なお、手順書は、理解しやすい内容とするとともに、基本方針、管理計画等の変更をした場合には、必要に応じて見直しを行うこと。

- (1) 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱い目的及び取扱い箇所
- (2) 特定化学物質等の取扱い施設の平面図
- (3) 管理の方法に関する事項
 - ア 基本方針
 - イ 管理計画
 - ウ 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）
 - エ 従業員の教育及び訓練の実施方法
- (4) 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項
 - ア 特定化学物質の排出の抑制対策
 - イ 特定化学物質等の回収、再利用等使用の合理化対策
- (5) 情報提供に関する事項
 - ア 県民への情報提供の実施方法
 - イ 安全データシート（SDS）制度の取組方法
- (6) 事故の防止対策及び災害対策に関する事項
 - ア 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要
 - イ 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要
 - ウ 事故及び災害対応マニュアルの概要

様式第 27 号 (第 59 条関係)

特定化学物質等適正管理手順書作成 (変更) 報告書

年 月 日

(宛先)

環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
(電話番号) 印

特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成 (変更) したので、埼玉県生活環境保全条例第 75 条第 2 項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
変更の概要			
連絡先	担当部署 電話番号 担当者氏名		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

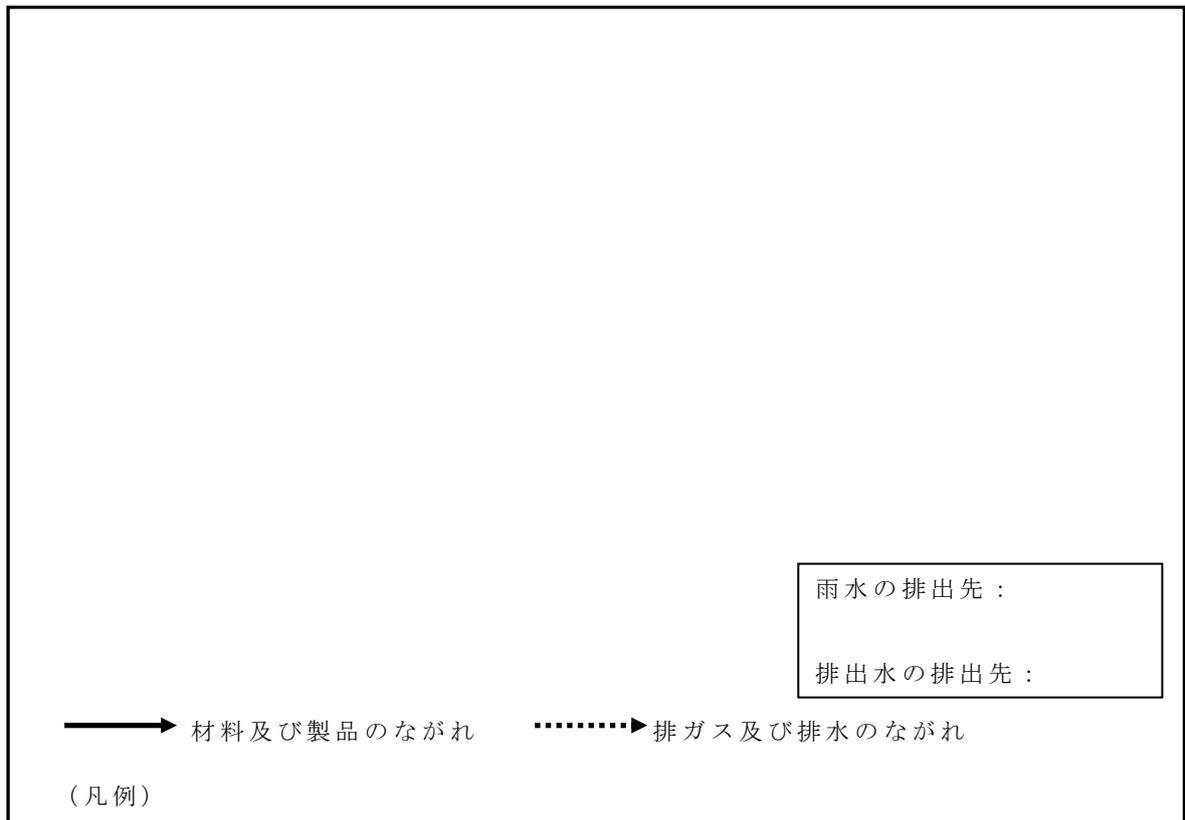
(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所

番 号	1	2	3	4
特定化学物質の 名 称				
※ 特定化学物質の 区 分 ・ 番 号				
取 り 扱 う 目 的				
取 扱 箇 所				
処 理 方 法 又 は 排 出 抑 制 対 策 の 概 要				
現 在 ま で の 増 減 傾 向 と 今 後 の 見 込 み				

※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。

※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表号番号を記載。

(2) フロー図



2 特定化学物質等の取扱い施設の平面図

特定化学物質等の取扱い施設一覧表（年間取扱量500kg以上）

凡例	特定化学物質名称	場所	取扱施設、設備

特定化学物質等の取扱い状況（年間取扱量500kg未満）（任意）

	主要な特定化学物質名称
第1種指定化学物質	
第2種指定化学物質	
その他の特定化学物質	

【埼玉県注釈】

※事業所全体を表す平面図に取扱施設の位置を示します。

※既に他法令の届出等で作成した図面を活用しても構いません。

3 管理の方法に関する事項

1 基本方針	
2 管理計画	
(目標)	(達成時期)
(方策)	(時期)
3 管理計画の実施のための体制 (組織の名称及び組織図)	
・ 組織の名称	
・ 管理組織図	
・ 環境負荷低減主任者	職名 氏名

3 管理の方法に関する事項（続）

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質の排出の抑制対策

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項（続）

2 特定化学物質等の回収、再利用等の合理化対策

--

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

--

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

--

6 事故及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

6 事故及び災害対策に関する事項（続）

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

特定化学物質管理指針の改正

(埼玉県生活環境保全条例第72条第1項)

埼玉県地震被害想定調査によると、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率は70%以上となっており、特定化学物質等による被害を最小限にするための対策を今から進めておく必要があります。

そこで、埼玉県では特定化学物質管理指針を改正し、災害対策を事業者が取り組むべき措置に加えしました。(平成27年10月1日施行)

今回の指針改正では、主に次の項目を適正管理手順書に追加しました。

- ① 想定される災害の被害程度を確認 (埼玉県地震被害想定調査結果等を活用)
- ② 特定化学物質等に起因するリスクの把握及び計画的なリスクの低減
- ③ 事故及び災害の発生に備えた訓練の実施(年1回以上)と継続的な改善



埼玉県マスコット
「さいたまっちゃん」

- 改正後の指針の内容を踏まえた上で、適正管理手順書を作成(変更)し、提出してください。
- 提出時期の目安は以下のとおりです。
- 早めの提出にご協力をお願いします。

①特定化学物質等取扱事業者(②を除く。)

対象事業者(平成26年度実績取扱量※1)	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	初めて報告書を提出する年の9月30日
取扱量100t以上の事業者	平成28年9月30日
取扱量10t以上100t未満の事業者	平成29年9月30日
取扱量10t未満の事業者	平成30年9月30日

②燃料小売業に該当する特定化学物質等取扱事業者※2

対象事業者	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	初めて報告書を提出する年の9月30日

※1 取扱量報告書で報告した全ての対象物質の取扱量(平成26年度取扱実績)の合計

※2 消防法に基づく許可(自家用を除く給油取扱所)の対象となる事業所に限る。

埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質の適正管理に関するホームページ

指針の本文や、適正管理手順書記入例・先存取組事例を収録した「指針の解説」は、下記URLからダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/shishinkaisei.html>



埼玉県環境部大気環境課

彩の国

受付窓口・問い合わせ先

	窓 口	所在地	所管する市町村
埼玉県環境管理事務所	中央環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-822-5199	〒330-0074 さいたま市 浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎3階)	鴻巣市、上尾市、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、 伊奈町
	西部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 049-244-1250	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 〔ウエスタ川越〕 公共施設棟4階	飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町
	東松山環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 0493-23-4050	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎2階)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町、東秩父村
	秩父環境管理事務所 (生活環境担当) ☎ 0494-23-1511	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎2階)	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀨町、小鹿野町
	北部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-523-2800	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎3階)	熊谷市、本庄市、深谷市、 美里町、神川町、上里町、 寄居町
	越谷環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 048-966-2311	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎3階)	草加市、八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
	東部環境管理事務所 (大気水質担当) ☎ 0480-34-4011	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	行田市、加須市、春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町
市役所	川越市環境対策課 (大気・土壌担当) ☎ 049-224-5894	〒350-8601 川越市元町1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係) ☎ 048-228-5389	〒332-0001 川口市朝日4-21-33 (リサイクルプラザ4階)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ) ☎ 04-2998-9230	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課 ☎ 048-963-9186	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	越谷市
	さいたま市環境対策課 (大気交通係) ☎048-829-1330 ※さいたま市生活環境の保全 に関する条例に基づく報告	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	さいたま市

発行：埼玉県環境部大気環境課化学物質担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-2986